

戦後教育資料

6-6
484

VI
458



大学管理法草案要項試案に対する意見概要
(第一集)

天野 352

VI-458

統括的意見は先に配布した意見概要の通り
第一章 総則の項に対する意見

試案條項	意 見 概 要	提出者	備考
第一(この法律の目的)	大学の自治を確保する意味を明示すること。 この法律制定の趣旨を入れること。 一、大学として政治的権力より独立せしめ真に社会の進展に寄与し得る人物を養成すること。 二、大学の運営に民意を反映せしめると共にその経営の合理化と事務の迅速化を図る為、に大学外の民間人を大学運営に参加せしめ、必要があること。 三、所謂「大学自治」の名のもとに行はれつゝある諸弊害を一掃するため社会一般の批評が大学に与えらるべきこと。 大学はその目的達成のため左の各号を保障されなければならぬ。 一、研究及教授の自由 二、國家その他のあらゆる権力による不当なる干渉の排除、大学はその使命達成のため民主的	岩手大学 愛媛大学 北海道大学 理学院部 北海道大学 法文学部	7 7 7

P. 1

	に運営されなければならぬ。 大学の使命は左の通りとする。 一、学術の理論及応用の研究、教授、学術の深奥を究め進んでその向上進展に寄与すること。 二、國民の知的、道徳的及び応用的能力の開發 この法律は國立大学の自治を旨としてその行政に關する……とする。つまり大学の自治を基調としての組織運営に關する規定を目的とする趣旨を表現するにあり。	大学設置審議会 吉田委員	
--	---	-----------------	--

P. 2

備考

一、洋長の互選によるものにつりて地方別を考慮するものと。

17 17 20 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

22 19 21

20
22
17
18

21 19 19

15 21

第九(歳事)	第十(会議の招集)	四当該大学の申出に基づいてする学長の任免、助教授及び講師の意に反する免職、休職及び解任並びに教員の意に反する降任の決定				
		第一項第四号を削除する。	北大法文学部	12		
第十(歳事)	第十一(会議の招集)	第二項第四号を削除し、第五号中初局長の上に学長を加えること。	国立大学長会議			
		第八号を削除。	北大理学部	13		
第十一(歳事)	第十二(会議の招集)	第一項第一号第一号を次の通り修正する。 一、国立大学関係法令の立案に際しては必ず国立大学審議会の承認を求めること。 二、国立大学のたりの予算は必ず国立大学審議会の承認を求めること。	北大理学部	13		
		第二項第一号を国立大学のたりの予算案編成並びに配分の基本方針の決定に改める。	岩手大学	13		
第十二(歳事)	第十三(会議の招集)	第三項の定例会は一年三回開くとあるのを一年四回に改める。	北大法文学部 岩手大学	12 13		
		次の一項を加える。 歳事は公開とすること	三重大学、富山大学 学教職員連合組合	10 12		

P7

第九(歳事)	第十(会議の招集)	第十(歳事)の報酬及び費用并償				
		左の如く修正を加へる。 国立大学審議会の委員のうち若干名を常任委員とする。 委員会の事務を行うため委員会に事務局をおくこと。 一、国立大学審議会の委員及び常任委員は非常勤とすること。 二、委員は取務を行うために要する費用の弁償を受けること。 三、常任委員にはその取務に対し報酬を支給すること。	山口大学	10		
第十(歳事)	第十一(会議の招集)	左の如く修正を加へる。 国立大学審議会の委員のうち若干名を常任委員とする。 委員会の事務を行うため委員会に事務局をおくこと。 一、国立大学審議会の委員及び常任委員は非常勤とすること。 二、委員は取務を行うために要する費用の弁償を受けること。 三、常任委員にはその取務に対し報酬を支給すること。	広島大学	9		
		次の通り修正する。 国立大学審議会の歳事は文部省大学々術局の所管とし一課を設けること。 次の通り修正する。 国立大学審議会に書記長(委員の他とする)其他必要の補助事務員を置く。但し、書記長の任命は別に定めるところによる。	三重大学	10		
第十一(歳事)	第十二(会議の招集)	次の通り修正する。 国立大学審議会に書記長(委員の他とする)其他必要の補助事務員を置く。但し、書記長の任命は別に定めるところによる。	北大法文学部	13		

P8

第三章 第一節 商議会の項に対する意見

試案條項	意見	概要	要	提出者	備考
商議会の部分については次の如く修正を求める。 第十四項第一号の商議員は広く各界から公正な方法により代表的な人物を選出するよう明かな規定を設けること。(例えは、地方議会、商工會議所などの推薦により地方民代表を、新開社放送局などの推薦により行政司法官庁代表を、高等学校長の互選によりその代表を選出すること。)(選出の範圍は大学所在地の地域を中心として学長が評議会の議を経て定めること。 次のよう規定を加えること。 商議会の議決した事項につき評議会がその趣旨を著しく異った決定をなしたときは、商議会は文部大臣に異議を申立てること加へざる異議申立の決定はあらかじめ国立大学審議会の承認を得なければならぬ。	東京商工會議所	29			
第十四項(前議員) 第一項第三号を削除する。第三項に「商議会に附加する。 当該大学学長の出席を求めなくてはならない」を附加する。	山形大学教育審部	30			
第一項中「商議会は十人以上十五人以内」と改	北大法文学部	32			

め、第二項第三号「大学の評議会が当該大学の教授、助教授及び二級以上の専任講師のうちから」と改め、第三項を「第一号の員数と第二号の員数とは同数とする」と改める。	国立大学長會議	
第一項前議員数は、原則として規定の通りで可なりと、小規模の大学に於ては、事情により六人までになし得ること。	東北大学	27
第二項第三号を「当該大学の学長の指名する学部長一名」と改める。	新潟大学医学部 助教授講演会	28
第二項を次の如く修正 「商議員は左の各号に掲げる者について文部大臣に任命すること。 一、学識経験のある者のうちから学長が評議会の議を経て選出した者 二、大学の評議会が当該大学の教授、助教授、専任講師のうちから自ら定める方法によつて選出した者 三、当該大学の学長	信州大学教職員 連合組合 長野大学区学部	33 31

第十五(前議長の任期)		第二項中、教授の次に助教授、講師を加える。	岩手大学	27
		第三項中「総数の三分の一」とあるのを「総数の二分の一」と改める。	熊本大学、佐賀大学、九州大学、岩手大学、岡山大学、金沢大学、長崎大学、熊本大学	26 26 26 26 26 26 26 26
		第三項を「総数の二分の一」と改め、五分の二を下に改める。	香川大学	27
		総数の「三分の一」を「三分の二」に改める。	長崎大学、医学部	28
		委員の中、学外から選出される委員は、学内から選出される委員よりその数を多くすることとする。	日本科学団体連合会	25
		第二項の「文部大臣が任命すること」とを「を」と改める。	岡山大学	28
		文中、「学長以外の」を削る。	東北大学、山形大学、教育委員会	27 27 27
		「再任を妨げない」を削除し任期は二年とする。	岡山大学	28
		次の通り修正する。	北大法文学部	22

P 11

第十六(会長)		委員の任期及び交替は左の通りとする。	九州大学	26
		一、前條第二項第一号の委員の任期は四年、同第二号の委員の任期は二年とする。	熊本大学	25
		二、同第一号の委員は二年毎に、同第二号の委員は毎年夫々半数づつ、満期交替しなければならない。	山形大学、教育委員会	27 27
		第三項を「前議会の意見を聞かなければならぬ」と改め、その意見を「意見」に改める。	山形大学、教育委員会	27 27
		第四項を削除する。	岩手大学	28
		本文中、「独立して」の字句を他に適當なる表現にかえること。	国立大学、長官、議事、大学設置審議会、出題委員	28

P 12

第十八(議事)	第二項の末尾に「但し、同一の事件につき再度召集してもその半数に達しないときはこの限りでない。」を加える。	北大理学部	33
第廿(議事)	第二項の末尾に「但し、同一の事件につき再度召集してもその半数に達しないときはこの限りでない。」を加える。	山形大学教育学部	30
第廿一(議事)	第二項の末尾に「但し、同一の事件につき再度召集してもその半数に達しないときはこの限りでない。」を加える。	九州大学	26
第廿二(議事)	第二項の末尾に「但し、同一の事件につき再度召集してもその半数に達しないときはこの限りでない。」を加える。	北海道大学理学部	33
第廿三(議事)	第二項の末尾に「但し、同一の事件につき再度召集してもその半数に達しないときはこの限りでない。」を加える。	広島大学	25
第廿四(議事)	第二項の末尾に「但し、同一の事件につき再度召集してもその半数に達しないときはこの限りでない。」を加える。	東北大学	27

P 14

P 13

VI-458

第二章 第二節 評議会の項に対する意見

試案條項	意見	概要	要	提出者	備考
第二十二項 (評議員)	第二項第三号を左の通り改正 三、各学部の教授を一人、但し、評議会の議を経、助教授及び専任講師を加えることが出来ること。	鳥根大学		35	
	第二項第三号に「大学の事情により二人乃至四人とする」と加える」と但し書又は附記する。	佐賀大学		35	
	第二項第三号、例外として、小規模の大学に於いては、事情により各学部教授を三人乃至四人とし得ること。	国文学長会議			
	第二項第三号を「各学部の教授二人、但し、当該大学の事情により増員すること加えること」と修正する。	香川大学		37	
	第二項第三号中「各学部の教授二人」を「二人又は三人と改正する」。	大分大学、三重大学、 大学教員協議会 (武田委員)		37	
	第二項第三号を「各学部の教授会において互選し	若手大学		37	

P 15

た者それぞれ二人乃至五人」に改めること。 同第二項を削除する。					
第二項第三号に「助教授、専任講師」を含む方が望ましい。	愛媛大学		39		
第二項第三号を「各学部の教授三人、教授以外の者二人」に改める。	長崎大学医学部		40		
第二項の評議員の組織中に附属医院長を加えられる。	大阪大学		40		
第二項第三号を「各学部の教授、助教授、専任講師より一人」と修正する。 第二項を次のように修正する。 前項第三号の評議員は各学部毎に当該学部の教授、助教授、専任講師のうちから公選する。	新潟大学医学部 助教授講師会		38		
第二項第三号第四号及び第二項を次の通り修正する。	宮崎大学教員 連合組合		40		
三、各学部の教授会の代表者若干名 又、前項第四号の評議員は、各学部毎に教授会に おいて、当該学部の教授会の構成員のうちから 選出すること。					

P 16

第二項を次の如く修正 前項第三号の評議員は、教授、助教授各一名とするか各学部教授一名、助教授一名とする。	北大理学部	41
第三項を次の通り修正 前項第二号の評議員は各学部毎に教授会におおく各該学部の教授、助教授及二級以上の専任講師のうちから選出すること。	北大法文学部	42
第三項に分校主事、学生部長、教務部長、附属病院長、事務局長を加えられたい。	東海四県国立大学 長谷部	35
第二項「附置研究所の長」を「附置の研究及び教育施設の長」と修正する。	九州大学	35
第三項を次のように修正する。 当該大学の事情により、評議会の議を経て、その大学の附置研究所の長、その所属の教授、図書館長その他重要な職にある者を評議員とすることとができること。	名古屋大学	36
第三項中「その所属の教授」の次に「分校主事」を加える。	東北大学	36
第一項第三号の次に「四、附置研究所の長」を加	研究所長会議	37

P 17

第二項「附置研究所の長」を削り「その所属の教授」を「附置研究所の所属の教授」と改める。	山形大学教育学部	39
第三項「図書館長」の下に、「附属学校の長」を附加する。	山形大学	38
第一項に附属学校の長若しくは代表者を加え、評議会の一員として正式の地位を與えること。	国会請願 全国国立大学附属 学校連盟理事長 (七月十二日)	39
第三項に学生補導部長を加えることができるようにする。	山形大学	38
任期二年とあるのを一年と修正する。	山形大学教育学部	39
次の通り修正 教授会の代表者である評議員の任期は二年とし、再任を妨げないこと。	宮崎大学教職員 連合組合	40
次の通り修正 評議員の任期は三年とする。再選は妨げないが、引き続き六年以上在任することはできない。評議員は総数の三分の一（総数の三分の一が漸次	北大法文学部	42

P 18

第二十四 (会長)	第二項として各学部の教授会の代表である評議員の人数の規定を入れること。	宮崎大学教職員連合組合	41
第二十五 (教員)	第一項第七号の次に「当該学部教授会の議を経て行う学生処分に関する事項」を加えること。	九州大学	36
	第一項第二号中「所員會議」とあるのを「教授会」に改める。	東北大学	36
	第二項を「評議會は教授会の審議に基づき定めたる規則により学長候補者の決定に関する事項をつかさどること」に改めること。	岩手大学	37
	第一項に第七号として予算の配当配分に関する事項を加え第七号を第八号とする。	山形大学	37
	第一項第一号の「第五号」を「第四号」に修正し、修正し、第十七の第四号を第三号として挿入し、第三号以下を順次繰下げる。	岡山大学	38
	第一項第一号中「第五号」を「第四号」に修正、第二号として「当該大学の人事に関する事項」を附加する。第二号以下を順次繰下げる。	山形大学教育学部	39

P 19

第二項第二号中「長以外」の「部長」の次に「選考」を挿入する。	三重大学	39
第一項第六号の閉所として事項中に学生の奨学金懲戒を加えられたい。	大阪大学	40
第二項を次の通り修正する。 評議會はこの法律又は他の法律に別段の定めがある場合を除く外、左に掲げる事項を審議し、その大学の方針を決定すること。 一、第十八号第一号から第四号までに掲げる事項 二、(教員と同し) 三、学部長及び教員の意に反する免取及び解任並びに教員の意に反する降任に関する事項 四、(教員第三号と同し) 五、(教員第四号と同し) 六、(教員第五号と同し) 七、(教員第六号と同し) 八、学生の懲戒に関する事項	北大法文学部	42
次の通り修正する。 一、評議會は、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合を除く外、左に掲げる事項を審議し、その大学の方針を決定すること。 二、第十八号第一号から第四号までに掲げる事項 三、(教員と同し) 四、(教員第三号と同し) 五、(教員第四号と同し) 六、(教員第五号と同し) 七、(教員第六号と同し) 八、学生の懲戒に関する事項	教育刷新協議会	

P 20

	第九、学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項 十、(議案七と目し) 又、前項第三号、第八号及び第九号に掲げる事項について、教授会の意見を聞かなければならぬ。 評議会は、当該大学の定める規則に基づき、学長候補者の決定に関する事項をつかさどる。	第二十号 (議事及び 運営)
	次の通り併し書きを附記する。 但し、一学部、教授会の議により要求された場合は、会長は評議会を召集しなければならぬ。	
		北大法文学部
	48	

p 22

p 21

第三章 第三節 教授会の項に対する意見

試案事項	意見	備考
第二十八(組織)	第二項を次の如く修正 教授会には学部長と教授とを以て構成する教授会の定める規則に基づいて、助教授及専任教官を加えることとする。	45
	第一項中「学部の全教授の次に、助教授専任講師を挿入する。」	46, 46
	第二項中「教授会に助教授及び専任講師を加えることとする。」とあるのを「加えること」とする。	47
	第二項を次の通り改める。 教授会には助教授及び専任講師を加えて構成することとする。	48
	第二項を教授会は学部長及び全教授並に全助教授をもつて組織することと改める。	48
	本文を次の通り修正する。	49

P 23

第二十九(審議すべき事項)	各学部は教授会を置く。 教授会には当該学部の全教授全助教授及二級以上の専任講師を以て構成する。但し、本学は当該大学助教授を主とするものに限る。	九州大学 (吉田、武田委員)	45
	第一号を「教員の採用及び昇任その他異動に関する事項」と修正する。	岩手大学	46
	第一号について、第二十五第二項に附帯することと記すこと。		
	順次降下すること。		
	第七号、第八号について、 学生の徳行、学生団体、学生活動及び学生生活に關しては学部長と連絡すること。	山口大学	47
	第二号中「教員の意に及する免職」の次に「休職」を加える。	信州大学教職員 連合組合	49
	第三号の次に第四号として次を加える。 当該学部の予算運営に関する事項 以下順次降下すること。		
	次の通り修正を加える。 教授会には、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合を除く外左に掲げる事項を審議決定	北大法文学部	49

P 24

第三十一 (議事要)	三つ次に左を加入以下順次降下ける 学部には配布せられた予算の便益に用する事項 次の事項を加える。 入学を許可する学生の定員数に用する事項 各学部の学部長の候補者並に教員の採用及び昇任に關しては教授会の議を経て学長が申出ること に規定されてをり、評議會は全くこれに關与しない如くに見えり、各学部人事の調整上から見て評議會の定めたる人事の原則が正確に遵守されていゝるか否かを見守る責任は、評議會にも存するものと考える。依つて第二節第二十五第一項に在りて項を八入ること加望せしむ。	山形大学教育学部 48
第二号、第七号、第八号を削除する。 (第二十五に後した關係上) 又、教授会は、この法律又は他の法律に別段の規定がある場合を除く外、第二十五第一項第三号及び第九号に掲げる事項を審議し、意見を具申すること加でせらる。	教育刷新審議會	46
第二十一 (代議員金)	第一項に但し書きとして次を附加する。 但し、教授会構成員の二分の一以上の要求がある場合には議長は会議を招集しなければならぬ。	北大法文学部 50
第二十一の三として次を追加 国立大学の附置研究所に教授会を置くこと。 但し、研究所の事情により評議會の議を経てこれを置かないことが出来ること。 又、研究所教授会に關しては学部長に關する規定を準用する。但し、二級以上の技官を加えること加でせらるること。 又、教員の附置研究所を有する国立大学にありては全研究所の教授をもつて組織する全研究所教授会を置くことが出来ること。	山形大学教育学部	47

P 26

P 25

第三章 第四節 学長の項に対する意見

武蔵條項	意	提	考
第三十二 (任命)	次の通り修正する。 学長は当該大学の推薦した者につき文部大臣が任命すること。	北大法文学部	51
第三十三 (任期)	「国立大学審議会の承認を得て」を削る。	大学設置審議会 (武田、吉田委員)	
第三十四 (職務)	大体四年位が適当と思はれる。	香川大学	51
	第一号を次の通り修正する。 評議会の決定に基づき当該大学を運営すること。	北大法文学部	52
	第三号を削除する。	岡山大学	51
	第五号は何処にも中身が不明	北大理学部	52
	第五号の次に次を加える。	東海四県国立 大学長会議	51
	六、事務局長の任免について中身があること。	名古屋大学	51
	第五号の次に次の一項を加える、第六号を第七号と		

P.27

第一号の「従いし」を「基きし」に改めること。或いは「副いし」又は「依りし」又は「準據し」などの表現は如何。第二十五の「方針を決定すること」と「方針決定につき協議すること」とと改訂した方に「同時に、評議会によつて協議せられたる方針に（副い、依り、準據し）とされれば如何。（又一）大を削ること」。	大学設置審議会 新聞委員	
第一号の「従いし」は「基きし」とする。第五号は「人事を行う」とする。	大学設置審議会 武田委員	
本文を次のように改め第一号を新に加える。 学長は、この法律又は他の法律に別段の規定がある場合を除く外、左に掲げる事項をつかさどる。 一、当該大学の教育、研究及び運営を統轄し、その責に任ずること。	教育刷新審議会	
大、事務局長、学生部長、その他重要事務職員 の人事について中身があること。		

P.28

第三章第五節 推則の項に対する意見

議案條項	意見	概要	要	提出者	備考
第三十五 (研究所の 所員全額)	全文を削除して特に左の通りにする。 国立大学は評議会の議を経てその分枝に教養会 議を置くことのできることを。 「所員全額」を「研究所教授会」に改め、推則か ら削つて第三十一の二の後に置く。 「附置」という字句は止め「大学研究所」とする。 第二項を削除する。			東北大学 研究所長全議	54
第三十六 (学生代表 との協議)	第二項中「専任講師」とあるのを「専任教員」と 修する。 全文を削除する。			岡山大学 広島大学	54 53

P 27

この項については、学部長は学生指導部長と協議 すること。	山口大学	54
第一項中、適當な方法を講ずることのできるとある ものを的確に表現する字句に改めたい。	三重大学	55
第二項を削除し第三項を第二項とし、第三項中の 前二項を前項と修むする。	山形大学教育学部 宮崎大学教員 連合組合	55 55
第二項を削除し、第三項を第二項に繰上げ左の如 く修正する。 又、学部長は評議会の議に基づき教員の学部又は全学 部に閉鎖する学生団体、学生運動その他学生 生活に關し、前項の規定に準じ、適當な方法を 講ずることのできることを。	北大法文学部	55

P 30

附則の項に付した意見

試案修項	意見	提出者	備考
	教授会不成立の場合の教員選考を設置審議会が代行することは確すべきである。 この附則は特に必要、これなければさつとすべし、可成り起ると思はれる。 教授会はその大学如完成年代に達し且つ教授の員数が決定定員の四分の三以上となりたるときは、その機能を全うするものとし、それより少くは教員、部会長、学長の選考は大学設置審議会が之を行ふものとす。	大学設置審議会 我田委員 日高委員 吉田委員	
	その他の意見 第五節とて第四節、学長の節に準じて学部長に附する一節を設けること。	宮崎大学教職員 連合組合	